

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 生活環境の保全等に関する施策（第四条—第十四条）

第三章 生活環境の保全等に関する措置等

第一節 大気の保全に関する措置（第十五条—第十八条）

第二節 水質の保全に関する規制等（第十九条—第三十七条）

第三節 地質の保全に関する規制等（第三十八条—第五十四条）

第四節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための措置（第五十五条—第五十六条の九）

第五節 航空機による拡声機使用の規制（第五十七条）

第四章 公害に係る苦情の処理等（第五十八条—第六十四条）

第五章 雑則（第六十五条—第六十七条）

第六章 罰則（第六十八条—第七十二条）

附則

（中略）

第二節 水質の保全に関する規制等

（定義等）

第十九条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定施設 次に掲げるいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設及び同条第三項に規定する指定地域特定施設（湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十四条の規定により指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を除く。）で規則で定めるものをいう。

イ カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。

ロ 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、イに規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

二 公共用水域 水質汚濁防止法第二条第一項に規定する公共用水域をいう。

三 排水 特定施設を設置する工場又は事業場（以下この節において「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。

四 汚水等 特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。

2 知事は、特定施設を定めようとするときは、千葉県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一部改正〔平成一四年条例一七号〕

（排水基準の制定）

第二十条 知事は、公共用水域の水質の汚濁を防止するために必要な排水基準を規則で定めるものとする。

2 前項の排水基準（以下この節において「排水基準」という。）は、前条第一項第一号イに規定する物質（以下この節において「有害物質」という。）による汚染状態にあっては、排水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、同号ロに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3 知事は、排水基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一部改正〔平成一四年条例一七号〕

（特定施設の設置の届出）

第二十一条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により知事に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
  - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
  - 三 特定施設の種類
  - 四 特定施設の構造
  - 五 特定施設の使用の方法
  - 六 汚水等の処理の方法
  - 七 排出水の汚染状態及び量
  - 八 その他規則で定める事項
- 2 前項の届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

（経過措置）

第二十二條 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）であって排出水を排出するものは、当該施設が特定施設となった日から三十日以内に、前条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書により知事に届け出なければならない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（構造等の変更の届出）

第二十三條 第二十一条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第二十一条第一項第四号から第八号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 第二十一条第二項の規定は、前項の規定による変更の届出について準用する。

（計画変更命令等）

第二十四條 知事は、第二十一条第一項又は前条第一項の規定による届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排出水に係る排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第二十一条第一項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

一部改正〔平成七年条例六四号〕

（実施の制限）

第二十五條 第二十一条第一項の規定による届出をした者又は第二十三条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

- 2 知事は、第二十一条第一項又は第二十三条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（氏名の変更等の届出）

第二十六條 第二十一条第一項又は第二十二條第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第二十一条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（承継）

第二十七條 第二十一条第一項又は第二十二條第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第二十一条第一項又は第二十二條第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前各項の規定により第二十一条第一項又は第二十二條第一項の規定による届出をした者の地位を

承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成一三年条例二六号〕

(排出水の排出の制限)

第二十八条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となった日から六月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるときは、この限りでない。

(改善命令等)

第二十九条 知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

一部改正〔平成七年条例六四号〕

(排出水の汚染状態の測定等)

第三十条 排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(事故時における措置)

第三十一条 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第十九条第一項第一号ロに規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 知事は、特定事業場の設置者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(排水を伴う建設工事に関する措置)

第三十二条 建設工事として行われる作業のうち、公共用水域に汚水又は廃液を排出する作業を行おうとする者は、その作業の実施に伴い発生する汚水又は廃液による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るために必要な措置を講じなければならない。

(事業場の排水に関する措置)

第三十三条 事業者は、水質汚濁防止法及び湖沼水質保全特別措置法並びにこの条例の規定による規制を受ける場合のほか、工場又は事業場から発生する汚水又は廃液による公共用水域の水質の汚濁を防止するための排水処理施設の設置その他の必要な措置を講ずるように努めるとともに、水質の汚濁の防止を図るために県及び市町村が行う施策に積極的に協力しなければならない。

(塩水の排水に関する措置)

第三十四条 事業者は、塩水を公共用水域に排出するときは、当該水域及びその周辺の水産動植物及び農作物に被害を与えないように必要な措置を講じなければならない。

(生活排水対策の推進)

第三十五条 県民は、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うように心がけるとともに、県又は市町村による生活排水対策の実施に協力しなければならない。

(報告の徴収)

第三十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、排出水を排出する者に対し、特定施設の状態、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第三十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(中略)

#### 第五章 雑則

(規則への委任)

第六十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(市町村条例との関係)

第六十六条 この条例の規定は、市町村が、当該地域の自然的社会的条件に応じて、環境の保全上の支障の防止に関し、この条例で定める事項以外の事項について、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

(適用除外)

第六十七条 第三章(第四節を除く。)及び第六十一条の規定は、千葉市の区域においては、適用しない。

- 2 第三章(第三節及び第四節を除く。)の規定は、船橋市及び柏市の区域においては、適用しない。

一部改正〔平成一四年条例一七号・一五年二二号・二〇年一五号〕

#### 第六章 罰則

(罰則)

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四条、第二十九条又は第四十六条第二項の規定による命令に違反した者
- 二 第三十九条又は第五十七条の規定に違反した者

一部改正〔平成七年条例六四号〕

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十八条第一項の規定に違反した者
- 二 第三十一条第二項の規定による命令に違反した者

第六十九条の二 第五十五条の四第三項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

追加〔平成一四年条例一七号〕

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条第一項又は第五十五条の二第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第五十五条の二第一項の規定による自動車環境管理計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした自動車環境管理計画書を提出した者
- 三 第五十五条の三の規定による実績報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした実績報告書を提出した者

全部改正〔平成一四年条例一七号〕

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第一項又は第二十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十五条第一項の規定に違反した者
- 三 第三十条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者
- 四 第三十六条、第五十三条又は第五十六条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第三十七条第一項、第五十四条第一項又は第五十六条の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 六 第四十七条第一項の規定による記録をせず、若しくは虚偽の記録をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

(両罰規定)

第七十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。